

第48回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

1. 新株予約権等の状況	1 頁
2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要 ...	3 頁
3. 主要な営業所及び工場	11 頁
4. 会計監査人の状況	12 頁
5. 連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	13 頁
連結注記表	14 頁
6. 計算書類	
株主資本等変動計算書	29 頁
個別注記表	30 頁

第48期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権を行使することができる期間
2013年度新株予約権 (2013年7月12日発行)	2,758個	普通株式 275,800株 (新株予約権1個につき100株)	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	2013年7月13日から 2043年7月12日まで
2014年度新株予約権 (2014年7月15日発行)	2,599個	普通株式 259,900株 (新株予約権1個につき100株)	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	2014年7月15日から 2044年7月14日まで
2015年度新株予約権 (2015年7月14日発行)	4,391個	普通株式 439,100株 (新株予約権1個につき100株)	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	2015年7月14日から 2045年7月13日まで
2016年度新株予約権 (2016年7月14日発行)	5,650個	普通株式 565,000株 (新株予約権1個につき100株)	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	2016年7月15日から 2046年7月14日まで
2017年度新株予約権 (2017年7月14日発行)	5,101個	普通株式 510,100株 (新株予約権1個につき100株)	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	2017年7月15日から 2047年7月14日まで
2018年度新株予約権 (2018年7月13日発行)	5,423個	普通株式 542,300株 (新株予約権1個につき100株)	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	2018年7月14日から 2048年7月13日まで
2019年度新株予約権 (2019年7月31日発行)	6,360個	普通株式 636,000株 (新株予約権1個につき100株)	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	2019年8月1日から 2049年7月31日まで
2020年度新株予約権 (2020年7月13日発行)	4,218個	普通株式 421,800株 (新株予約権1個につき100株)	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	2020年7月14日から 2050年7月13日まで
2021年度新株予約権 (2021年7月14日発行)	4,721個	普通株式 472,100株 (新株予約権1個につき100株)	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	2021年7月15日から 2051年7月14日まで
2022年度新株予約権 (2022年7月14日発行)	5,795個	普通株式 579,500株 (新株予約権1個につき100株)	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	2022年7月15日から 2052年7月14日まで
2023年度新株予約権 (2023年7月14日発行)	5,956個	普通株式 595,600株 (新株予約権1個につき100株)	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	2023年7月15日から 2053年7月14日まで

(注) 1. 上記の新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりとなっております。

- ・新株予約権者は、上記新株予約権を行使することができる期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- 2. 新株予約権者は、上記払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	役員の保有状況					
	取締役（監査等委員・社外役員を除く）		社外取締役（監査等委員除く・社外役員に限る）		監査等委員である取締役	
2013年度新株予約権 （2013年7月12日発行）	新株予約権の数 保有者数	2,075個 2人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人	新株予約権の数 保有者数	141個 1人（注）
2014年度新株予約権 （2014年7月14日発行）	新株予約権の数 保有者数	2,047個 2人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人
2015年度新株予約権 （2015年7月13日発行）	新株予約権の数 保有者数	4,017個 2人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人
2016年度新株予約権 （2016年7月14日発行）	新株予約権の数 保有者数	4,864個 3人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人
2017年度新株予約権 （2017年7月14日発行）	新株予約権の数 保有者数	4,432個 2人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人
2018年度新株予約権 （2018年7月13日発行）	新株予約権の数 保有者数	4,649個 3人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人
2019年度新株予約権 （2019年7月31日発行）	新株予約権の数 保有者数	5,508個 3人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人
2020年度新株予約権 （2020年7月13日発行）	新株予約権の数 保有者数	4,195個 1人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人
2021年度新株予約権 （2021年7月14日発行）	新株予約権の数 保有者数	4,657個 1人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人
2022年度新株予約権 （2022年7月14日発行）	新株予約権の数 保有者数	5,545個 2人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人
2023年度新株予約権 （2023年7月14日発行）	新株予約権の数 保有者数	5,700個 2人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人	新株予約権の数 保有者数	一個 一人

（注）新株予約権発行時に当社取締役の地位にあったときに交付されたものであります。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

④ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況についての概要は以下のとおりであります。（最終改定 2024年6月27日）

【業務の適正を確保するための体制】

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス委員会

コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス委員会を組織し、企業の倫理方針、法令等遵守の基本方針及び遵守基準（コンプライアンス規程）を策定し、これに基づき取締役及び使用人が法令・定款及び当会社の就業規則等を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

また、その徹底を図るため、同委員会を中心に、取締役及び使用人に教育等を行う。これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。

② E S G・サステナビリティ推進委員会の設置

企業の持つ社会的責任の意義を十分認識し、経営方針としてE S G及びサステナビリティ経営を実践するため、E S G・サステナビリティ推進委員会を設置し、行動規範・C S R倫理綱領を基に、コンプライアンス、労働、顧客満足、環境・社会課題等に対し取り組みを進め、各分科会にて進行状況の確認を行う。

③ 内部通報制度

内部通報制度に関する規程を定め、取締役及び使用人の職務執行について、法令上疑義のある事実を知った者が、その役職を問わず、同規程に従い、内部通報受付機関に直接通報を行うことのできる体制を整備する。コンプライアンス委員会は、内部通報制度の存在の周知に努める。

④ 内部監査担当部署

内部監査担当部署は業務執行部門から独立し、各部署の適法性内部監査、I S M S 監査、情報システム監査、情報セキュリティ監査、個人情報保護監査等を行い、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報保存管理責任者

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、総務担当の取締役を責任者として、文書管理・取扱規程に従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。）を関連資料と共に保存する。

イ 株主総会議事録

ロ 取締役会議事録

ハ 計算書類

ニ 稟議書

ホ 各委員会議事録

ヘ その他文書管理・取扱規程に定める文書

② 文書管理・取扱規程の改定

文書管理・取扱規程を改定する場合には、取締役会の承認を得るものとする。

③ 個人情報保護及び営業秘密管理に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理委員会

リスク管理担当取締役は、リスク管理委員会を組織し、リスク管理基本規程の策定にあたる。同規程においてリスクを類型化し、具体的なリスク管理体制を整える。

② 災害時の危機管理体制

リスク管理担当取締役は災害対策マニュアルを作成し、これに従って危機管理体制を整備する。リスク管理担当取締役は、同マニュアルの周知に努め、災害対策についての教育を行う。

4. 取締役の職務に効率性の確保が図られるための体制

取締役会（又は代表取締役）は、取締役の職務分担や各部門の職務分掌・権限の付与を決定するにあたっては、間接部門の肥大化、管理部門の重複、権限の錯綜等、著しく効率性を害するものとならないよう留意して決定する。

5. 当会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）がそれぞれ管掌する子会社の経営及び業績を管理するとともに、業務の適正を確保する体制を構築する。
- ② 子会社の業務執行は、事業会社基本規約及び各子会社における社内規程に従うものとし、規約・規程については随時見直しを行う。
- ③ 子会社の業績・予算管理を適正化するため、事業会社ごとに毎月分科会を開催して中期経営計画及び年次予算計画に基づき子会社全体の業績・予算管理を実施し、重要な子会社との間では、さらに適宜分科会を実施する。
- ④ 内部監査担当部署は、必要と認めるときは、子会社の業務に関する監査を実施することができる。

6. 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当会社への報告に関する体制

- ① 子会社の経営の自主性を尊重しつつ、事業会社基本規約により報告の手続、内容を定め、報告事項に対し適切な指導・助言を行う。
- ② 経営戦略会議又は事業セグメントごとに毎月実施される分科会において、経営状況及び財務状況について報告を受け、子会社業務の適正を確保する。

7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当会社のリスク管理基本規程を子会社に周知・徹底する。
- ② 全子会社から、コンプライアンス状況確認表等により毎週リスク管理・コンプライアンス状況の報告を受ける。
- ③ 各子会社は、リスク管理の基本方針を定める。
- ④ 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は管掌する子会社から損失の危険に関する報告を受けた場合、事実関係を調査の上、リスク管理担当取締役にこれを報告する。

8. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当会社取締役会は、子会社を含めた中期経営計画及び中長期経営戦略を策定し、それに基づく主要経営目標の設定やその進捗について子会社と連携

を図る。

- ② 子会社の決裁事項について、事業会社基本規約に事項別手続を定め、意思決定の効率化を図る。

9. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 毎週コンプライアンス状況確認表により子会社の状況を確認し、必要に応じてコンプライアンス委員会に報告する。
- ② 法令・定款違反等を未然に防止する体制として、当会社の内部通報制度を共有する。また、法令・定款違反等に基づく懲戒処分の状況については報告を受ける。
- ③ 子会社の監査役と連携して取締役及び使用人の職務の執行の適正性を監査するために、当会社の取締役及び使用人が子会社の監査役を兼務する場合がある。

10. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

① 補助使用人の配置

取締役会は、監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査等委員会と協議の上、必要な組織改定並びに人事異動を行う。

② 補助使用人の職務

補助使用人は、監査等委員会付の発令を受け、指揮命令に従い監査等委員会業務の補助及び監査等委員会運営の補助を行う。

③ 補助使用人の独立性

- イ 補助使用人は、監査等委員会からの指揮命令の下で、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。
- ロ 業務遂行にあたっては監査上必要な情報全てを集約できるものとする。
- ハ 補助使用人の人事異動（異動先を含む）・人事評価・懲戒処分について、監査等委員会の同意を要するものとする。

11. 監査等委員会のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 指揮命令権

監査等委員会は、補助使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができ、補助使用人は当該命令に基づき必要な調査を行う権限を有する。

② 協力体制

補助使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

12. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役の報告義務

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、他の取締役又は使用人の業務につき法令に違反する事実、会社に著しく損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。ただし、監査等委員の全員に対して、監査等委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査等委員会へ報告することを要しない。

② 使用人の報告権

使用人は、取締役又は他の使用人の業務につき法令に違反する事実、会社に著しく損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会に対して当該事実を報告することができる。

③ 内部通報

内部通報受付機関は、監査等委員会に対して内部通報状況を報告する。

13. 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実若しくはそのおそれのある事実又は子会社における法令、定款又は社内規程に違反する重大な事実等を発見した場合、直ちに当会社の管掌取締役又は監査等

委員に報告する。

- ② 子会社の取締役から報告を受けた事項について、当会社の取締役が当会社の監査等委員会に報告すべき事項は、当会社の取締役と監査等委員との協議により決定した事項とする。

14. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査等委員会又は監査等委員に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。
- ② 報告者の異動、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮することはできず、報告者は異動、人事評価及び懲戒等の理由の調査を監査等委員会に依頼できる。

15. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 予算の提示

監査等委員会は、職務上必要と認める費用について、予め予算を会社に提示する。

- ② 費用等の請求

監査等委員等がその職務執行について、次に掲げる請求をしたときは、取締役は当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員等の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

イ 費用の前払いの請求

ロ 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

ハ 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

16. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査担当部署の実施する監査の年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策等を求めることができる。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

1. コンプライアンスに対する取り組み

取締役参加の下、コンプライアンス委員会を毎月開催し、各子会社のコンプライアンス管理状況を確認し、問題点の抽出、改善対策等の協議を実施しました。またコンプライアンス分科会では毎月テーマを定め、コンプライアンス意識向上のため、当会社及び子会社の役員・使用人に対する定期的な研修を実施しました。

2. リスク管理に対する取り組み

取締役参加の下、リスク管理委員会を毎月開催し、リスクの特定、適切な対策の実施等でリスク発生を予防し、コントロールに努めました。また、大規模災害を想定した防災訓練を年2回全社的に実施し、防災意識の向上を図りました。

3. 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

毎月、経営幹部の参加する経営会議を開催し、迅速な意思決定及び効率的な業務執行に努めました。

4. 監査等委員の職務の執行

常勤監査等委員2名を配置し、適切な監査を実施する体制を整備しました。常勤監査等委員は取締役会、経営会議をはじめとする重要な社内会議に参加し適切な意見を述べるとともに、内部監査担当部署等の関連部署と連携して会社の重要情報を把握、共有し、監査の実効性確保に努めました。

5. 子会社における適切なコンプライアンス、リスク管理、職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

子会社と中期経営計画及び中長期経営戦略に基づく目標、方針を共有するとともに、子会社の性質に応じ業績、予算管理について定期的に会議を開催し進捗を把握しました。

法務室において各子会社より内部統制・コンプライアンス状況報告を受け、定期的にコンプライアンス委員会に報告するとともに、リスク発生時には即時連携してリスクの把握・対応ができる体制を構築しています。

子会社を対象とする業務監査部門を設置し、定期的に子会社の監査を実施

することで子会社の業務プロセスの適正化に努め、また、子会社の監査部門と積極的に連携することでガバナンスの強化を図りました。

当会社の監査等委員が子会社の監査役を兼務するとともに、経営戦略会議及び監査報告会を通じて定期的な報告を受け、経営状況その他必要な情報を収集し、監査の実効性確保に努めました。

主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 株式会社ヤマダデンキ

北海道	44	埼玉県	37	静岡県	17	鳥取県	6	佐賀県	17
青森県	10	千葉県	42	岐阜県	13	島根県	8	大分県	21
秋田県	11	東京都	50	愛知県	45	岡山県	18	長崎県	21
岩手県	13	神奈川県	40	滋賀県	9	広島県	17	熊本県	36
宮城県	19	新潟県	22	大阪府	38	山口県	17	宮崎県	21
山形県	12	富山県	13	京都府	12	愛媛県	8	鹿児島県	21
福島県	14	石川県	9	兵庫県	31	高知県	10	沖縄県	17
栃木県	16	福井県	6	三重県	11	香川県	12		
茨城県	17	長野県	20	奈良県	5	徳島県	8		
群馬県	22	山梨県	6	和歌山県	6	福岡県	81	合 計	949

② 海外

シンガポール	12	マレーシア	8	インドネシア	9			合 計	29
--------	----	-------	---	--------	---	--	--	-----	----

会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	95百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	300百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の一部の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるリースに関する会計基準の改正に関する助言業務等を委託し対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当連結会計年度期首残高	71,149	74,670	597,151	△129,934	613,036	
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当			△8,999		△8,999	
親会社株主に帰属する当期純利益			26,912		26,912	
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1	
自 己 株 式 の 処 分		△32		817	785	
連 結 範 囲 の 変 動			0		0	
合 併 に よ る 増 加			△85		△85	
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		135			135	
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計	—	103	17,828	816	18,748	
当連結会計年度末残高	71,149	74,774	614,979	△129,118	631,785	

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	91	2,133	1,192	3,417	2,184	5,536	624,174
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当							△8,999
親会社株主に帰属する当期純利益							26,912
自 己 株 式 の 取 得							△1
自 己 株 式 の 処 分							785
連 結 範 囲 の 変 動							0
合 併 に よ る 増 加							△85
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							135
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△432	285	2,034	1,887	49	416	2,352
当連結会計年度変動額合計	△432	285	2,034	1,887	49	416	21,100
当連結会計年度末残高	△341	2,418	3,226	5,304	2,233	5,952	645,275

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 35社
- ・主要な連結子会社の名称
 - 株式会社ヤマダデンキ
 - 株式会社シー・アイ・シー
 - インバースネット株式会社
 - コスモス・ベリーズ株式会社
 - 株式会社ヤマダフィナンシャル
 - 株式会社ヤマダホームズ
 - 株式会社秀建
 - 株式会社ヒノキヤグループ
 - 株式会社日本アクア
 - フュージョン資産マネジメント株式会社
 - 株式会社 J・スタッフ
 - 株式会社ビー・ピー・シー
 - 株式会社ハウステック
 - 日化メンテナンス株式会社
 - 中部日化サービス株式会社
 - 山田電機（瀋陽）商業有限公司
 - BEST DENKI MALAYSIA SDN. BHD.
 - BEST DENKI (SINGAPORE) PTE. LTD.
 - PT. BEST ELECTRIC INDONESIA
 - YAMADA TECHNOLOGY CORPORATION
 - 株式会社ヤマダファイナンスサービス
 - 株式会社ヤマダ環境資源開発ホールディングス
 - 株式会社ヤマダ住建ホールディングス
 - 株式会社ヤマダトレーディング
 - 株式会社ハウス・デポ・パートナーズ

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
 - 株式会社ワイ・ジャスト
 - 東金属株式会社
 - 株式会社家守り
 - 日本ツーリストクラブ株式会社
 - 株式会社ヤマダテクニカルサービス
 - 株式会社三久
 - 株式会社あいづダストセンター
- ・連結の範囲から除いた理由
 - 非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数

2社

- ・主要な会社等の名称 株式会社ストリーム

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称

株式会社ワイ・ジャスト

東金属株式会社

Y. U - m o b i l e 株式会社

株式会社家守り

日本ツーリストクラブ株式会社

株式会社ヤマダテクニカルサービス

株式会社三久

株式会社あいづダストセンター

- ・持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

当連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社コングロは、当社の連結子会社である株式会社ヤマダホームズを存続会社とする吸収合併により消滅し、当社の連結子会社であった合同会社東上野ホテル運営は、保有する全株式の売却に伴い、当社の連結子会社であった合同会社入谷ホテル運営は、清算終了に伴い連結の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外の連結子会社8社及び株式会社ヒノキヤグループと同社の国内子会社6社の事業年度の末日は12月31日であり、国内の連結子会社のうち、株式会社ヤマダ住建ホールディングス他17社の事業年度の末日は2月28日、株式会社ヤマダデンキ他1社の事業年度の末日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、株式会社ヤマダデンキ他34社は、それぞれの事業年度の末日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に発生した重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

ロ. 満期保有目的の債券 償却原価法

- ハ、その他有価証券
- ・市場価格のない株式等以外のもの
- 連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等
- 移動平均法による原価法によっております。
- ニ、デリバティブ
- ホ、棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 当社及び連結子会社は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- なお、販売用不動産及び未成工事支出金については、個別法を採用しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ、有形固定資産
- （賃貸不動産を含む、リース資産を除く）
- 当社及び連結子会社は主として定額法を採用しております。
- ロ、無形固定資産
- （リース資産を除く）
- 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
- ハ、リース資産
- （所有権移転ファイナンス・リース取引）
- 一部の連結子会社は自己所有の固定資産に適する減価償却方法と同一の方法によっております。
- （所有権移転外ファイナンス・リース取引）
- 当社及び連結子会社は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 定額法によっております。
- ニ、長期前払費用
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ、貸倒引当金
- 当社及び連結子会社は債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ、賞与引当金
- 当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ、役員退職慰労引当金
- 一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

二. 商品保証引当金

一部の連結子会社は、販売した商品の保証に関わる将来の修理費用の支払いに備えるため、過去の修理実績に基づき翌連結会計年度以降の修理費用見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額を発生時から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについて特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象…長期借入金

当社は、金利の相場変動リスクに晒されている資産・負債に係るリスクをヘッジする目的のみにデリバティブ取引を行うものとしております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

デンキ事業

デンキ事業は、主要な事業として家電・情報家電等の販売、リフォーム、家具・インテリア等の住まいに関する商品販売を行っております。商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義

務が充足されると判断しているため主として商品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き、返品などを控除した金額で測定しております。

リフォームについては、ごく短期な工事であることから、一時点において収益を認識しております。

販売した家電等一部の製品に対して、保証期間内における正常使用の範囲内で発生した故障に係る修理費を当社グループが負担する無償の延長保証サービス、及び別個の契約に基づく有償の長期保証サービスを提供しております。当該サービスについては履行義務を識別し、メーカー保証のある期間は据え置き、延長保証の期間に応じて均等分配し、一定期間にわたり収益を認識しております。なお、無償の延長保証サービスについては将来の保証見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎に取引価格の配分を行っております。

また、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムによる物品の販売については、顧客に対する販促活動にかかる支出を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、顧客が財またはサービスの支配を獲得した時点で履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において、収益を認識しております。

なお、一部の携帯電話端末やＰＯＳＡカードの販売等、顧客との約束が、財又はサービスを当社及び当社の連結子会社ではない他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

住建事業

住建事業は、主要な事業として戸建て住宅を中心とした住宅販売及びバスやキッチン等の住宅設備機器の製造・販売を行っております。

住宅の販売については、注文住宅の請負等、工事契約を伴うものについては履行義務を充足するにつれて一定の期間で収益を認識しております。なお、オーナーリフォーム、ごく短期な工事及び工事契約を伴わない住宅等の販売については、住宅等の引渡時点において顧客が当該住宅等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、一時点において収益を認識しております。その他、住宅設備機器の販売については、主として商品の引渡時点で収益を認識しております。

金融事業

金融事業は、主要な事業として各種住宅ローンの取扱、クレジット会社と提携したクレジットカードの発行及び運用、保険代理店として各種保険の取次ぎを行っております。

住宅ローンについては、融資の際、顧客から手数料をいただいております。融資手続きに関する手数料として融資実行時点で履行義務が充足されると判断しているため、融資実行時点で収益を認識しております。また融資に関わる利息収入については、融資期間で収益を認識しております。

クレジットサービスについては、業務提携に応じてクレジット会社から手数料

をいただいております。顧客が当社グループの提供する決済手段を利用した時点で履行義務が充足されるものと判断して収益を認識し、決済手数料受取額で収益の額を測定しております。

各種保険の取次ぎについては、保険会社との保険代理店委託契約に基づき、保険契約の締結の媒介及び付帯業務を行っており、通常、保険契約が有効となった時点で主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で、顧客との契約から見込まれる代理店手数料の金額を収益として認識しております。

環境事業

環境事業は、主要な事業として産業廃棄物の処理受託業務及び家電・情報家電等の廃品回収、リサイクル、リユース商品の販売を行っております。

産業廃棄物の処理受託業務については、受託した産業廃棄物の処理が完了した時点で履行義務が充足されたと考えられるため、当該時点において、収益を認識しております。

家電・情報家電等の廃品回収については、家電・情報家電等を回収した時点で当社グループが当該廃品の支配を獲得するため、主として廃品の回収時点で収益を認識しております。

リユース商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、主として商品の引渡時点で収益を認識しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

発生年度から5～20年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記 (連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「賃借料」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「賃借料」は389百万円であります。

前連結会計年度において、独立掲記していた「特別損失」の「災害による損失」は、重要性が乏しくなったため、「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「災害による損失」は1,444百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記 (重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

・大型店舗に係る固定資産の減損の兆候の有無に関する判断

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、デンキセグメントに係る有形固定資産が418,017百万円計上されており、総資産の31.5%を占めております。このうち、約半分を少数の大型店舗が占めております。また、14. その他の注記（減損損失）に記載のとおり、連結損益計算書において、減損損失を6,279百万円計上しており、そのうちデンキセグメントについては6,054百万円計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当連結グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗及び事業所を基本単位とし、また転貸店舗、賃貸用資産及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

この資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。減損の兆候には、営業活動から生じる損益等の継続的なマイナス、市場価格の著しい下落、経営環境の著しい悪化及び使用方法の変更等の回収可能価額を著しく低下させる変化が含まれます。

大型店舗については、個々の店舗の帳簿価額の金額的重要性が高く、また立地の関係により不動産市況の影響を受けやすいことから、当社グループは固定資産の減損の兆候に関する判断で使用する市場価格を見積もる基礎として、定期的に不動産鑑定評価額を入手しています。また、過年度に入手した不動産鑑定評価額を使用する場合は、評価時点から当連結会計年度末までの時点修正率を不動産鑑定士から入手したうえで、時点修正を行った金額を市場価格として使用しています。

なお、一部の大型店舗においては、過年度より市場価格が帳簿価額を相当程度下回っていますが、市場価格の著しい下落となる事象が生じていないことに加え、その他

に減損の兆候となり得る事象が生じていないことから、減損の兆候が認められないと判断しております。

当社グループが大型店舗に係る減損の兆候の有無に関する判断で使用する市場価格は、不動産鑑定評価額を基礎に見積もっており、当該評価額及び時点修正率の算定に用いられた鑑定手法やデータの選択は複雑で専門的知識が必要とされています。そのため、減損の兆候が適切に把握されない場合、減損損失の認識及び測定が適切に行われず、計上すべき減損損失が計上されないことにより、連結計算書類に与える影響が大きくなる可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、当社及び一部の連結子会社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等による新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

見積りの変更による増加額5,769百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

土地	205百万円
計	205百万円

土地については、一部の連結子会社で、顧客の住宅ローン12百万円を担保するための物上保証及び金融機関からの借入162百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

411,581百万円

(3) 自己信託により流動化した債権等は次のとおりであります。

その他（流動資産）	2,593百万円
差入保証金	6,921百万円

流動化した債権等は金融取引として処理しており、対応する債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	2,490百万円
長期借入金	6,692百万円

(4) 偶発債務

① 住宅購入者等のための保証債務	1,614百万円
② その他	0百万円

(5) コミットメントライン（融資枠）契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関7社とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

総貸付極度額	50,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	50,000百万円

(6) 収益認識関係

完成工事未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結計算書類「連結注記表 11. 収益認識に関する注記 (3) ①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

7. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結計算書類「連結注記表 11. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	966,863千株	－千株	－千株	966,863千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	276,074千株	6千株	1,779千株	274,300千株

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式には、2023年8月14日開催の取締役会決議に基づく「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」の導入に伴う野村信託銀行株式会社（ヤマダホールディングス従業員持株会専用信託口）が保有する505千株（当期首1,478千株）が含まれております。
2. 自己株式の数の増加は、特定譲渡制限付株式の無償取得による増加3千株及び単元未満株式の買取り2千株であります。
3. 自己株式の数の減少は、信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) による当社従業員持株会への売却による減少972千株、特定譲渡制限付株式の交付による減少782千株、新株予約権の行使による減少25千株及び単元未満株式の買増請求0千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2024年6月27日開催の第47回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 8,999百万円
- ・ 1株当たり配当金額 13円
- ・ 基準日 2024年3月31日
- ・ 効力発生日 2024年6月28日

- (注) 配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」により野村信託銀行株式会社（ヤマダホールディングス従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式に対する配当金19百万円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
2025年6月27日開催予定の第48回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	9,009百万円
・1株当たり配当金額	13円
・配当の原資	利益剰余金
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月30日

(注)配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」により野村信託銀行株式会社 (ヤマダホールディングス従業員持株会専用信託口) が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

会 社 名	株式会社ヤマダホールディングス
内 容	ストックオプションとしての新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	5,297,200株
新株予約権の残高	2,233百万円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達 (主に銀行借入) しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権及び長期貸付金については、各事業部門が定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券は償還期間1ヶ月のコマーシャル・ペーパーであり、信用リスクの低い高格付け商品を購入しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体 (取引先企業) の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

長期借入金については、「E-Ship信託」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日 (当連結会計年度の連結決算日) における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「受取手形」、「完成工事未収入金」、「有価証券」、「支払手形及び買掛金」、「工事未払金」、「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。また、市場価格のない株式等は含まれておりません ((注) 参照) 。

(単位：百万円)

	連結貸借対照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 売掛金	96,998		
貸倒引当金(*1)	△110		
	96,887	96,150	△737
(2) 投資有価証券(*2)			
その他有価証券	6,579	6,579	-
その他有価証券(関係会社株式)	582	577	△5
その他有価証券計	7,162	7,157	△5
(3) 差入保証金(1年内回収予定のものを含む)(*3)	80,410		
貸倒引当金(*1)	△12		
	80,398	80,404	6
資産計	184,448	183,712	△735
(4) 長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	160,093	157,949	△2,144
負債計	160,093	157,949	△2,144
(5) デリバティブ取引(*4)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	34	34	-
② ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
	34	34	-

(*1) 売掛金、差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

(*3) 一部の連結子会社が保証金として供託している国債が含まれております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券(*1)	
(1) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	6,466
関連会社株式	71
(2) その他有価証券	
非上場株式	1,722

(*1) 市場価格のない株式等は、「(2)投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	6,579	—	—	6,579
資産計	6,579	—	—	6,579

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
売掛金	—	96,150	—	96,150
投資有価証券	577	—	—	577
差入保証金（1年内回収予定のものを含む）	—	80,404	—	80,404
デリバティブ取引				
通貨関連	—	34	—	34
資産計	577	176,589	—	177,167
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	—	157,949	—	157,949
負債計	—	157,949	—	157,949

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式、国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

差入保証金（1年内回収予定のものを含む）

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。

長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。また、「E-Ship信託」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似しているものであることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

為替予約については取引金融機関等から提示された価格によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記
総額に重要性が乏しいため記載しておりません。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	デンキ セグメント	住建 セグメント	金融 セグメント	環境 セグメント	計		
家電	1,124,295	—	—	15,127	1,139,422	5,334	1,144,757
住宅	67,520	291,059	1,952	—	360,533	7,756	368,289
その他	106,851	—	1,199	4,573	112,623	1,285	113,909
顧客との 契約から 生じる収益	1,298,667	291,059	3,152	19,700	1,612,580	14,375	1,626,955
その他の 収益	—	1,401	712	—	2,114	—	2,114
外部顧客 への売上高	1,298,667	292,460	3,865	19,700	1,614,694	14,375	1,629,069

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれないその他事業セグメントを含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	
受取手形	4,357
売掛金	78,455
完成工事未収入金	232
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
受取手形	3,867
売掛金	96,998
完成工事未収入金	892
契約資産(期首残高)	1,291
契約資産(期末残高)	1,203
契約負債(期首残高)	76,557
契約負債(期末残高)	79,301

契約資産は主に、住建事業における工事契約を伴う住宅の販売事業において、一

定期間にわたり充足した履行義務に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。連結貸借対照表において、契約資産は、「完成工事未収入金」に含まれております。

契約負債は、主に一定期間にわたり収益を認識する延長保証サービス契約、有償の長期保証サービス契約、未配送の商品販売、カスタマー・ロイヤルティ・プログラム及び工事契約を伴う住宅等の販売について顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。連結貸借対照表において、契約負債は、「未成工事受入金」、「契約負債」及び流動負債の「その他」に含めて表示しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、39,620百万円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、保証サービス契約に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	12,815
1年超2年以内	10,383
2年超3年以内	6,961
3年超4年以内	4,505
4年超5年以内	2,610
5年超	3,202
合計	40,478

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 919円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 38円90銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策遂行、資本効率の向上を通じて株主の皆さまへの利益還元の実現を図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

- ① 取得対象株式の種類 当社普通株式

- ② 取得し得る株式の総数 40,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合
5.78%）
- ③ 株式の取得価額の総額 200億円（上限）
- ④ 取得期間 2025年5月9日から2026年3月31日
- ⑤ 取得の方法 (イ) 自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による市場買付け
(ロ) 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

（注）市場動向等により一部又は全部の注文の執行が行われない場合があります。

14. その他の注記

（減損損失）

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
千葉県 他	営業店舗、事業用資産	建物及び構築物、土地、リース資産、その他有形固定資産、無形固定資産、その他投資その他の資産
三重県 他	遊休資産	建物及び構築物、土地、その他有形固定資産
—	その他	無形固定資産

当連結グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗及び事業所を基本単位とし、また転貸店舗、賃貸用資産及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。なお、無形固定資産に含まれるのれん及び商標権については、管理会計上の区分に従った事業を基準とし、一部の連結子会社については、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。この他に、本社・工場等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗資産、事業用資産、遊休資産及び共用資産については、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（6,279百万円）として特別損失に計上しました（なお、デンキセグメントに係る減損損失額は6,054百万円であります。）。その内訳は、「建物及び構築物」4,613百万円、「土地」321百万円、「リース資産」422百万円、「その他有形固定資産」638百万円、「無形固定資産」199百万円、「その他投資その他の資産」84百万円であります。当該資産グループの回収可能価額は使用価値と正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を基に評価しております。なお、リース資産、商標権を除く無形固定資産及びその他投資その他の資産については、正味売却価額を零として評価しています。商標権については、使用価値は零として算定しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 剰 余 金					利 益 剰 余 金				
	資 本 金	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			自己株式 計	株主資本 合 計
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	71,149	71,067	8,856	79,924	312	163,135	52,576	216,023	△129,934	237,162
当 期 変 動 額										
別途積立金の積立						27,000	△27,000	—		—
剰余金の配当							△8,999	△8,999		△8,999
当 期 純 利 益							4,893	4,893		4,893
自己株式の取得									△1	△1
自己株式の処分			△32	△32					817	785
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	△32	△32	—	27,000	△31,105	△4,105	816	△3,321
当 期 末 残 高	71,149	71,067	8,824	79,891	312	190,135	21,470	211,918	△129,118	233,841

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	証 券 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等	換 算 合 計		
当 期 首 残 高		△30		△30	2,184	239,316
当 期 変 動 額						
別途積立金の積立						—
剰余金の配当						△8,999
当 期 純 利 益						4,893
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						785
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		△355		△355	49	△306
当期変動額合計		△355		△355	49	△3,627
当 期 末 残 高		△386		△386	2,233	235,688

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等 期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
- ③ デリバティブ 時価法によっております。
- ④ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

当社は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法によっております。
（賃貸不動産を含む、リース資産を除く） なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。
- ② 無形固定資産
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用 定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員への賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を発生時から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについて特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…デリバティブ取引（金利スワップ取引）

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象…長期借入金

当社は、金利の相場変動リスクに晒されている資産・負債に係るリスクをヘッジする目的のみにデリバティブ取引を行うものとしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の収益は、主に子会社からの経営管理料収入、不動産賃貸収入及び受取配当金収入となります。

経営管理料収入においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

不動産賃貸収入については、子会社との賃貸借契約に基づき、不動産の賃貸を行う履行義務を負っております。そのため、契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

受取配当金収入については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を退職給付引当金に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「その他の引当金」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「その他の引当金」は64百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

・大型店舗に係る固定資産の減損の兆候の有無に関する判断

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、デンキセグメントに係る有形固定資産が284,415百万円計上されており、総資産の48.6%を占めております。このうち、約半分を少数の大型店舗が占めております。また、15. その他の注記（減損損失）に記載のとおり、損益計算書において、減損損失を295百万円計上しており、全額がデンキセグメントに関するものです。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記（重要な会計上の見積り）(2)」の内容と同一であります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等による新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

見積りの変更による増加額5,247百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

128,921百万円

(2) 自己信託により流動化した債権等は次のとおりであります。

1年内回収予定の差入保証金

2,593百万円

差入保証金

6,921百万円

流動化した債権等は金融取引として処理しており、対応する債務は次のとおりであります。

1 年内返済予定の長期借入金	2,490百万円
長期借入金	6,692百万円

(3) 偶発債務

- ① 次の子会社について、仕入先からの債務に対し連帯保証を行っております。
株式会社ヤマダトレーディング 504百万円
- ② 次の子会社について、金融機関からの借入に対し連帯保証を行っております。
株式会社ヤマダホームズ 10,000百万円
- ③ 次の子会社について、金融機関との銀行取引に関連し、債務保証枠を設定しております。なお、当事業年度末における保証の極度額と実行残高は次のとおりであります。

対象会社	極度額	実行残高
BEST DENKI (SINGAPORE) PTE. LTD.	892百万円	664百万円
BEST DENKI MALAYSIA SDN. BHD.	168百万円	132百万円

(4) コミットメントライン（融資枠）契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関7社とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

総貸付極度額	50,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	50,000百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- ① 短期金銭債権 35,622百万円
- ② 短期金銭債務 4,890百万円
- ③ 長期金銭債務 66百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 営業収益 29,685百万円
- ② その他 108百万円
- ③ 営業取引以外の取引高 797百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	276,074千株	6千株	1,779千株	274,300千株

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式には、2023年8月14日開催の取締役会決議に基づく「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship）」の導入に伴う野村信託銀行株式会社（ヤマダホールディングス従業員持株会専用信託口）が保有する505千株（当期首1,478千株）が含まれております。

2. 自己株式の数の増加は、特定譲渡制限付株式の無償取得による増加 3 千株及び単元未満株式の買取り 2 千株であります。
3. 自己株式の数の減少は、信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship）による当社従業員持株会への売却による減少972千株、特定譲渡制限付株式の交付による減少782千株、新株予約権の行使による減少25千株及び単元未満株式の買増請求 0 千株であります。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	4,385百万円
投資有価証券評価損	515
関係会社株式評価損	15,226
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,764
賞与引当金	171
退職給付引当金	7,115
資産除去債務	11,281
その他	2,366
繰延税金資産小計	44,827
評価性引当額	△22,121
繰延税金資産合計	22,705
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△5,942
合併受入資産評価差額	△762
その他	△108
繰延税金負債合計	△6,814
繰延税金資産（負債）の純額	15,890

- (2) 法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の金額は407百万円増加し、法人税等調整額が410百万円、その他有価証券評価差額金が3百万円、それぞれ減少しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、計算書類「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の 名 称	所 在 地	資本金又は 出資金 (百万円)	事 業 内 容 又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社ヤマダ デ ン キ	群馬県 高崎市	100	家電・情 報家電等 の 販 売	(所有) 直接 100.00	役員の兼任 (3人)	商品の供給 (注) 1	1,072,758	売掛金	34,573
							資金の貸付 (注) 2	93,228	関係会社 短期貸付金	48,715
							CMS 資金 の預り (注) 3	6,712	関係会社 預り金	2
子会社	株式会社ヤマダ ホ ー ム ズ	群馬県 高崎市	100	建築工事 の請負、 設計、施 工、監理	(所有) 間接 100.00	連帯保証の 実施、役員 の兼任 (1人)	資金の貸付 (注) 2	13,500	関係会社 短期貸付金	20,750
									関係会社 長期貸付金	6,250
							連帯保証 (注) 4	10,000	—	—
子会社	株式会社ヤギ環 境資源開発有限 デ ィ ザ イ ト	群馬県 高崎市	99	エネルギー・ 資源リサイクル システムの 研究及び 開発・環 境事業に 対する投 資	(所有) 直接 100.00	役員の兼任 (1人)	資金の貸付 (注) 2	2,018	関係会社 短期貸付金	10,138

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 商品の供給については、当社の仕入価格にて販売しております。なお、当社に在庫リスクは無いため、損益計算書上では売上原価と相殺しております。
2. 資金の貸付に係る利息については、当該子会社の財政状態及び市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) からの資金取引については、期中の平均残高を記載しております。なお、金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 連帯保証の実施については、株式会社ヤマダホームズの金融機関からの借入に対し実施しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の 名 称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事 業 内 容 又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を自己 の計算に おいて所 有してい る会社 (当該会 社の子会 社を含む)	株 式 会 社 テ ッ ク プ ラ ニ ン グ	群馬県 高崎市	53	不 動 産 取 引 業	(被所有) 直接 9.44 当社代表取締役 会長兼社長 CEO 山田 昇及び近親者 が100%直接 保有の会社	店舗寮等の賃 貸借、保証金 の差入、不動 産の賃貸借の 仲介 役員の兼任 (2人)	賃借料の支 払及び保証 金の差入 (注)	842	前払費用 (前払賃借料)	76
									1年内回 予、定 の 差入保証金	89
									差入保証金	1,233
							不動産の賃 貸借に係る 仲介手数料の 支 払 (注)	66	未 払 金	10

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注) 賃借料の支払、保証金の差入及び仲介手数料の支払については、近隣の取引事例を参考の上、決定しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	337円08銭
(2) 1株当たり当期純利益	7円07銭

13. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類「連結注記表 13. 重要な後発事象に関する注記（自己株式の取得）」に記載のとおりであります。

14. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

(減損損失)

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
群馬県	営業店舗、事業用資産	土地
群馬県	遊休資産	建物、土地

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗を基本単位とし、また転貸店舗、賃貸用資産及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗資産、事業用資産、遊休資産については、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（295百万円）として特別損失に計上しました（なお、全額がデンキセグメントに関するものです。）。その内訳は、「建物」4百万円、「土地」291百万円であります。当該資産グループの回収可能価額は使用価値と正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を基に評価しております。